七　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十三条第一項に規定する危険物の容器及び包装の検査を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	住　　所
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目７番12号　東新ビル７階
北九州支部	福岡県北九州市小倉北区魚町一丁目４番21号　魚町センタービル５階

○東北地方整備局告示第二百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十八日　　東北地方整備局長　三瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	米沢市窪田町小瀬字鎌倉下五六一番１から同市窪田町藤泉字高野一四一四番一まで	東北地方整備局及び同局日形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年九月二十八日

○北海道開発局告示第二百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十八日　　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二九三林班ニ小班から同町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二三二〇林班せ小班まで	前	Ａ　一一・四九～四五・九七	〇・三一〇（サロメーム）	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	Ａ　一一・四九～四五・九七	〇・三一〇	
		Ｂ　一三一・六一～三四・八三	〇・一七八	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第二百二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十八日　　北海道開発局長　今　日出人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区二二九三林班ニ小班から同町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二三二一林班せ小班まで	北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林管理署二二九三林班ニ小班から同町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二三二一林班せ小班まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年九月二十八日

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２５９号

和歌山県有田郡有田川町大字奥602－５

債務者　株式会社カメックス

代表者代表取締役　光畑　寛

1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　北山　武志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月24日午後１時45分

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号

山口県下松市大手町２丁目５番３号

債務者　有限会社中央電化

代表者代表取締役　広実　正美

1　決定年月日時　平成28年９月12日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　橋野　成正

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午後１時30分

山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第４４４号

兵庫県尼崎市南七松町２丁目６番14号

債務者　三晃商事株式会社

代表者代表取締役　住本　芳範

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小倉　清嗣

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月９日午前11時30分

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３４号

山口県岩国市川西３丁目６番10号

債務者　株式会社祉義済堂

代表者代表取締役　藤村　聖一

1　決定年月日時　平成28年９月13日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　奥　憲治

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前11時30分

山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第８５号

北海道小樽市稲穂３丁目４番５号

債務者　有限会社ケイ企画

代表者代表取締役　浜田　幸広

1　決定年月日時　平成28年９月13日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　松田　大剛

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午後２時30分

札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３７５２号

大阪市西淀川区歌島２丁目２番12号

債務者　株式会社元気一

特別代理人　竹中　宏一

1　決定年月日時　平成28年９月12日午前８時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　木村　真也

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前11時

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２号

京都府綾部市城山町３－２

債務者　ファーストリンク株式会社

代表者代表取締役　品川　信之

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午前11時

京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第１８１９号

横浜市港南区笹下５丁目２番37号A109

債務者　株式会社リブロジャパン

代表者代表取締役　関　秀則

1　決定年月日時　平成28年９月12日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　田上　尚志

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前10時30分

横浜地方裁判所第３民事部